

# 電子辞書レンタル契約書

ONK学習塾(以下、「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (保護者名) (以下、「乙」という。)とは、甲が所有する中学生向け電子辞書 CASIO Ex-word XD-B シリーズ(以下、「本件電子辞書」という。)についてのレンタル契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(目的・引渡し)

甲は乙に対し、本件電子辞書を本契約締結後2週間以内に用意し、乙に貸し渡すものとし、乙はこれを借り受けるものとする。

## 第2条(本件電子辞書)

本件電子辞書の詳細は、下記のとおりである。

1. 名称(機種) CASIO Ex-word XD-\_\_\_\_\_ 2. 数量 1台 3. 備考 \_\_\_\_\_

## 第3条(レンタル料)

本件電子辞書のレンタル料は、月額無料とする。(ただし、本件電子辞書の利用期間が第4条のレンタル期間を超えた場合については、超過期間について別途レンタル料月額2,160円が加算される。)

## 第4条(レンタル期間)

本契約のレンタル期間は本契約締結日から生徒(児童)が退塾、または休塾する月の月末までとする。

## 第5条(本件電子辞書の保管)

- 乙は甲からレンタルした本件電子辞書を善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとする。
- 本件電子辞書の所有権は甲に帰属する。
- 乙は本件電子辞書について、事前の甲の承諾なく、第三者に譲渡、レンタルしてはならない。

## 第6条(故障・紛失・盗難)

- レンタル期間中の本件電子辞書の故障に伴う修理費用は、原則として乙の負担とする。ただし、当該故障が甲の責に帰する事由によることが明らかな場合はこの限りでない。
- レンタル期間中の本件電子辞書の紛失または盗難に伴う代替品購入にかかる費用は、原則として乙の負担とする。

## 第7条(解約)

甲及び乙は、相手方に対する1ヶ月以上前の予告をすることにより、本契約を解約することができる。

## 第8条(解除)

甲は乙が本契約のいずれかの条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

## 第9条(本契約終了時の措置)

本契約が終了したときは、乙は本件電子辞書を引渡し当時の現状に回復して甲に返還する。また、当該原状への回復に要する諸経費については、原則として乙の負担とする。

以上、本契約成立の証として甲が本書1通、乙が本書の複写(コピー)1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 沖縄県那覇市古波蔵 4-13-16

(乙) 沖縄県 \_\_\_\_\_

ONK学習塾

代表 芳丸 令次

印

保護者氏名 \_\_\_\_\_

印

(生徒氏名 \_\_\_\_\_)